

別添

正誤表

記載内容を次のとおり変更します。

対象	訂正前	訂正後
入札公告（建設工事） （6/28 官報掲載予定） 2 競争参加資格	<p>(5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。なお、単体及び特定 JV の代表者にあっては「同種工事 a」を、特定 JV の代表者以外の構成員にあっては「同種工事 a（緩和）」を、単体及び特定 JV を構成するいずれか 1 者にあっては「同種工事 b」の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>同種工事 a 杭長（代表深度）5m 以上の鋼管杭工事</p> <p>同種工事 a（緩和）鋼管杭の工事</p> <p>同種工事 b 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事(片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止めまたは路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。)</p> <p>なお、総合評価（技術評価点）の評価対象は、「同種工事 a」の施工実績とする。</p>	<p>(5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。なお、単体及び特定 JV の代表者にあっては「同種工事 a」を、特定 JV の代表者以外の構成員にあっては「同種工事 a（緩和）」を、単体及び特定 JV を構成するいずれか 1 者にあっては「同種工事 b」の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>同種工事 a 杭長（代表深度）5m 以上の鋼管杭工事</p> <p>同種工事 a（緩和）鋼管杭の工事</p> <p>同種工事 b 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事(片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止めまたは路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。)</p>

対象	訂正前	訂正後
入札公告（説明書） 3-1. 競争参加資格(5)	<p>審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。</p> <p>なお、単体及び特定 J V の代表者にあっては「同種工事 a 」を、特定 J V の代表者以外の者にあっては「同種工事 a) (緩和)」を、単体及び特定 J V を構成するいずれか 1 者にあっては「同種工事 b 」の施工実績を有すること。</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>同種工事</p> <p>次の a) 及び b) の実績を有すること。</p> <p>ただし、 a) 及び b) の実績は、同一の工事において満たす必要はない。</p> <p>同種工事 a) 杭長（代表深度）5m以上の鋼管杭工事</p> <p>同種工事 a) (緩和) 鋼管杭の工事</p> <p>同種工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止めまたは路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。）</p> <p>なお、総合評価（技術評価点）の評価対象は、同種工事 a) の施工実績とする。</p>	<p>審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。</p> <p>なお、単体及び特定 J V の代表者にあっては「同種工事 a 」を、特定 J V の代表者以外の者にあっては「同種工事 a) (緩和)」を、単体及び特定 J V を構成するいずれか 1 者にあっては「同種工事 b 」の施工実績を有すること。</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>同種工事</p> <p>次の a) 及び b) の実績を有すること。</p> <p>ただし、 a) 及び b) の実績は、同一の工事において満たす必要はない。</p> <p>同種工事 a) 杭長（代表深度）5m以上の鋼管杭工事</p> <p>同種工事 a) (緩和) 鋼管杭の工事</p> <p>同種工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互通行規制の実績についても車線規制の実績として認める。通行止めまたは路肩規制の実績は車線規制の実績とは認めない。）</p>